
「定款」等の一部改正について

日証協 平 21. 5. 15

本協会では、5 月 13 日の臨時総会において承認された、(1) 特別会員の組織する団体に対する業務委託の解消、(2) 自主規制会議公益委員の増員及び (3) 本協会役職員等の秘密保持義務等に関する規定の定款における明文化に係る「定款」の一部改正について、5 月 15 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款の施行に関する規則」についても、一部改正することとした。

本改正は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」等の一部改正について

平成 21 年 5 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

(1) 特別会員の組織する団体に対する業務委託の解消に伴う定款の一部改正

本協会では、特別会員が加入した平成 6 年 4 月より、特別会員に係る外務員登録等の事務処理業務、監査業務及び苦情相談業務等について、特別会員の組織する 6 つの団体（全国銀行協会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会、社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会）へ委託していたが、平成 18 年 3 月以降、順次、委託の解消を図ってきたところである。

本年 3 月末に全国銀行協会及び社団法人全国地方銀行協会との委託を解消したことにより、全ての業務を本協会において行っていることから、「定款」の一部改正を行うこととする。

(2) 自主規制会議公益委員の増員に伴う一部改正

自主規制会議は、現在、金融商品市場及び金融商品取引の専門家としての立場である協会の委員が 6 人（会員委員 4 人、特別会員委員 2 人）、意思決定において公正性・中立性を確保し、金融商品市場及び金融商品取引の適切な運営に関し優れた識見を有する公益の立場の委員が公益理事（議長）1 人と公益委員 3 人の計 4 人、このほか、会長及び自主規制部門執行責任者（常任理事 2 人）の合計 12 人の構成になっている。

今般、自主規制部門の意思決定機構として設置された自主規制会議において、公正かつ中立的な立場からの識見をより一層反映させ、協会の委員（6 人）との構成上のバランスを調整するため、証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する人以外の人から選任される公益委員を 1 人増員し 4 人（議長の公益理事を含め公益の立場の委員 5 人）とする「定款」の一部改正を行うこととする。

(3) 本協会役職員等の秘密保持義務等に関する規定の定款における明文化に伴う一部改正

本協会の役員等、委員会等の委員、あっせん委員又は職員等が職務上知り得た秘密の保持義務については、これまで、「定款の施行に関する規則」に規定されていたが、同規定を定款において明確に規定するため、「定款」等の一部改正を行うこととする。

併せて、目的外利用の禁止に関する規定を新たに加える。

2. 改正の骨子

- (1) 特別会員の組織する団体に対する業務委託の解消に伴う定款の一部改正
 - ① 特別会員に係る業務の一部を、特別会員の組織する団体に委託することができるとしている規定を削除する。(定款第 34 条)
 - ② 上記①の改正に伴い、第 34 条に規定する事項を決議する権限を、理事会から自主規制会議へ委任するとしている規定を削除する。(定款第 56 条第 2 項第 4 号)
- (2) 自主規制会議公益委員の増員に伴う一部改正
自主規制会議の構成のうち、公益委員の人数を現行の 3 人から 4 人に変更する。(定款第 62 条第 2 項)
- (3) 本協会役職員等の秘密保持義務等に関する規定の定款における明文化に伴う一部改正
役員等、自主規制会議、証券戦略会議若しくは総務委員会その他の委員会等の委員、あっせん委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならないとともに、その職務に関して知り得た情報を本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない旨を規定する。(定款第 84 条の 2)
- (4) 秘密の保持について定款において明確に規定するため、現行、「定款の施行に関する規則」において規定されている同規定を削る。(定款施行規則第 15 条第 1 項)

3. 施行の時期

本協会が別に定める日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成 21 年 5 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(業務委託) 第 34 条 <u>削 除</u>	第 3 章 特 別 会 員 (業務委託) 第 34 条 <u>本協会は、「特別会員の組織する団体等に対する業務委託に関する規則」により、特別会員に係る業務の一部を特別会員の組織する団体（当該団体を会員とする団体を含む。）に委託することができる。</u>
(理事会の権限) 第 56 条 (現行どおり)	第 4 章 機 関 第 3 節 理 事 会 (理事会の権限) 第 56 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。
2 (現行どおり)	2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
1 } 2 } 3 } 4 <u>削 除</u> (現行どおり)	1 } 2 } 3 } 4 <u>第 34 条に規定する特別会員に係る業務の一部の委託に関する事項</u> (省 略)
5 } 6 } 7 } (現行どおり)	5 } 6 } 7 } (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)
	第 4 章 機 関 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会

新	旧
(自主規制会議) 第 62 条 (現行どおり) 2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長(公益理事に限る。)、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。 会員委員 4 人以内 特別会員委員 2 人以内 公益委員 <u>4 人</u> 3 } (現行どおり) 8 } 9 (現行どおり) 10 } 12 } (秘密の保持等) 第 84 条の 2 <u>役員等、自主規制会議、証券戦略会議若しくは総務委員会その他の委員会等の委員、あつせん委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならないとともに、その職務に関して知り得た情報を本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。</u> 付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 この改正の施行日以降平成 22 年 6 月 30 日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員の任期は、第 62 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 22 年 6 月 30 日までとする。	(自主規制会議) 第 62 条 本協会に自主規制会議を置く。 2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長(公益理事に限る。)、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。 会員委員 4 人以内 特別会員委員 2 人以内 公益委員 <u>3 人</u> 3 } (省 略) 8 } 9 公益委員の任期は 2 年とし、公益委員以外の委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 10 } 12 } (新 設)

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 5 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(本協会から提供を受けた情報の目的外使用等の禁止) (削 る) 第 15 条 会員は、定款第 7 条第 1 項第 15 号に規定する業務により本協会から情報の提供を受けた場合には、その情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用し、又はみだりに他人に提供してはならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(秘密の保持等) 第 15 条 <u>役員、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員、あつせん委員、若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。</u> 2 会員は、定款第 7 条第 1 項第 15 号に規定する業務により本協会から情報の提供を受けた場合には、その情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用し、又はみだりに他人に提供してはならない。